附票本人確認情報の保護に係る規定の整備及び 提供事務の拡大に伴う条例等の改正について

1 住民基本台帳法施行条例について

(1)概要

住民基本台帳法施行条例(以下「条例」という。)では、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)の規定に基づき、「本人確認情報」の利用や保護等に関し必要な事項を定めている。

【本人確認情報の利用・提供】

- ・ 住民の利便増進や行政合理化のため、住基法及び条例に限定列記された事務(地方税の賦課徴収、給付金支給、資格付与や登録等)において、行政が情報を利用できる。
- · 条例では、道における利用や道内市町村への提供可能な事務を定めている。

(2)構成

条項	内 容		備 考
第1条	趣旨	,	
第2条		道内市町村への提供	提供事務 → 別表第1 に規定
第3条	本人	垣内川町村への徒供	情報提供方法 → 専用回線・端末による(※)
第4条	確認	知事の利用	利用事務 → 別表第2に規定
第5条	情報	知事以外の	利用事務 → 別添第3に規定
第6条		道機関の利用	情報提供方法 → 専用回線・端末による(※)
第7条 ~12条	審議会の構成等		構成、任期等

[※]提供方法の「専用回線・端末」とは住民基本台帳ネットワークシステムを指す。

2 審議事項とする理由

- ・ 市町村への本人確認情報の提供事務の追加は本人確認情報の保護に直接関わる事項であることから、法第30条の40第2項の規定に基づき、本審議会に諮り、御審議いただく。
- 審議結果を踏まえ、条例及び同条例施行規則を改正。

法第30条の40② 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

※<u>附票本人確認情報の保護に係る規定の整備については、</u>今後、本審議会において御審議いただく 事項の追加がその主な内容となるが、<u>住基法の改正に対応するための条例改正であることから、</u> 報告事項とする。